

# 公立大学法人新見公立大学年度計画（平成22年度）

## I. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### 1) 教育内容

新見公立大学及び新見公立短期大学（以下「大学」という。）の教育理念及び教育目的・教育目標を達成するため、大学は下記の科目区分により、学則に定める授業科目を設定する。

#### 【新見公立大学】

新見公立大学の教育理念及び教育目的・教育目標を達成するため、次のように看護学部看護学科の教育内容を定める。

科目区分は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野とする。

##### ・基礎分野

「人間と文化」、「人間と社会」、「自然と情報」、「人間と言語」及び「スポーツ」の5つの領域を設定する。

##### ・専門基礎分野

「人間と社会と医療」、「生命のしくみ」及び「健康障害と医療」の3つの領域を設定する。

##### ・専門分野

「基礎看護学」、「臨床看護学」、「地域看護学」及び「看護の探求と発展」の4つの領域を設定する。

#### 【新見公立短期大学】

新見公立短期大学の教育理念及び教育目的・教育目標を達成するため、次のように各学科等の教育内容を定める。

##### a) 看護学科

科目区分は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野及び臨地実習とする。

##### b) 幼児教育学科

科目区分は、教養科目・基礎分野、専門教育科目及び実習とする。

##### c) 地域福祉学科

科目区分は、基礎科目、専門教育科目及び実習とする。

##### d) 地域看護学専攻科

科目区分は、教養科目、専門基礎科目及び専門科目とする。

#### (1) 教養教育

##### ① 教育課程

a ガイダンス実施時に履修指導を行うとともに、学科等別にそれぞれの教員が履修への動機付けを行う。

b 教養教育を充実するために、平成20年度にシラバスの精査を行い、カリキュラムの改訂を行った。その改訂後の教育の結果を踏まえながらシラバスの精査を実施する。

- c 理論的思考能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、チャレンジ精神等を養成するための教育を実施する。
  - d 特に、看護学部においては、「基礎ゼミナール」を開講し、大学生として必要とされる基礎的な学習のスキルを育成するため、少人数のゼミ形式を取り入れる。
- ② 外国語教育
- a 教養教育委員会を中心に、より有効な外国語教育を実現するため、現状と課題、その改善策についての調査を実施する。
  - b 英語多読教材を学生に提示し、英語が自然に身に付く学習方法を推進し、読解力の強化を図る。
  - c 特に、看護学部においては、読解力の強化及び外国語コミュニケーション能力の育成を図るため、「英語論文講読入門」を開講し、英語の科学論文を教材に少人数のゼミ形式を取り入れる。
  - d 国際的視野を持った人材を育成するため、海外短期研修等の推進に努めるとともに、看護学部では、さまざまな国の文化や歴史、医療状況などを見聞し、多様な価値観と柔軟な思考を養うことをねらいとする「国際交流活動」を開講する。
- ③ 情報教育
- a 情報処理の入門教育を充実するため、情報教育に関し、問題を提起し、改善策を検討する。
  - b 特に大学の看護学部看護学科及び短期大学の看護学科においては、選定された現代G P（電子カルテ教育システムによる看護基礎教育）の活用を図る。
  - c 講義室のネットワーク整備等学内情報システムの充実を図るため、3号館で学内無線LANの環境改善を行ったが、次期コンピューターシステムについては検討を進めていく。
- ④ 実施体制
- a 教養教育委員会において、抽出された改善策については教育に反映させているが、検討すべき課題を抽出し改善策を探っていく。
  - b 教養教育委員会において、検討した教養教育の実施体制の実現を図る。
- (2) 専門教育
- ① 新見公立大学
- a 看護学部看護学科
    - a) 看護学部1年次の基礎科目を中心としたカリキュラムを順調に進める。
    - b) 「基礎分野」、「専門基礎分野」の履修をとおして、教養を高め、豊かな感性を育む。
    - c) 「基礎ゼミナール」などの少人数指導をとおして、論理的思考を鍛え、自己表現能力を高める。
    - d) 「基礎看護学」、「臨床看護学」の履修をとおして、看護専門職への動機付けを強め、主体的に看護学に取り組む。
    - e) 「国際交流活動」、「地域ボランティア活動」などの選択科目に積極的に取

り組み、人間関係対応能力、コミュニケーション能力を鍛え、国際社会及び地域社会に対する視野を広げる。

② 新見公立短期大学

a 看護学科

- a) 学生が充実感と達成感を得て学習が継続できるよう、学生の潜在能力を引き出し、サポートできる指導として、担任を中心とした各学年の学習支援を行う。
- b) 学生が、看護専門職への魅力を感じる講義や実習となるよう、学生の授業評価を日々の教育に生かすとともに、その評価分析方法等について改善を行う。
- c) 臨床実習施設との連携を強化するため、今年度も実習指導者連絡会議を開催して、臨床実習での学習効果と学習環境をさらに充実させる。
- d) 平成21年度からの新カリキュラムに基づき、さらに教育効果を高めていく。
- e) 平成20年度に終了した平成18年度現代GPは、当事業で培った地域貢献と地域の教育力を生かした活動を継続し、さらに教育効果の評価を行うとともにその評価を教育に活用する。また、昨年度終了した平成19年度特色GPの「看護研究」科目を充実する。

完成した平成19年度現代GPの電子カルテ教育システムを活用し、臨場感のある演習を行う。

b 幼児教育学科

- a) 専任教員の研究室に2年次生全員を所属させることで、「教職総合セミナー」、「総合研究」の授業と、各専門科目を有機的に結びつけることを理解させることができ、保育に対する研究意欲が養えたので、その方法を習得させる。
- b) 幼稚園、保育所等、各施設との連携を強化するために実習指導者連絡会議を開催するとともに、平成18年度特色GP並びに教員養成GPの成果に基づき、きめ細かい指導体制を確立することで、実習の学習環境を充実する。
- c) 平成16年度特色GP事業「地域と創るにいみこどもフェスタ」の成果を踏まえ、継続的に実施することによって、表現力や指導力など保育者としての資質を養う。
- d) 平成22年度においても、平成20年度に学术交流センター内に開設した「にいみ子育てカレッジ」での取り組みを授業にフィードバックすることによって、地域社会の保育環境向上に貢献できる保育者としての力量を育む。

c 地域福祉学科

- a) 高齢者・障害者への実習を毎日記録させ、学習成果を自己評価できる力を習得させるよう努める。

- b) 地域社会における介護福祉の実践的取り組みを体験させるため、学生と地域高齢者との相互ボランティアを行い、介護福祉の役割を考えさせる。
  - c) 実習指導者と連携を深めるため介護実習指導者会議を開催し、介護実習のさらなる充実と実習環境の更なる改善に努める。
  - d) 平成21年度からの新カリキュラムに基づき、なお一層の教育効果を高めていく。
  - e) 介護及び介護に必要な福祉や文化の本質を理解する能力を養うために、地域福祉研究の指導方法の改善を行い、さらなる充実を図る。
  - f) 平成20年度に選定された教育GPにより得られた成果を活用し、生活文化を視点にした介護福祉士養成教育を推進していく。
- d 地域看護学専攻科
- a) 看護専門職に求められる倫理観を育み、基礎的知識と技術を統合することにより、判断力と応用力及び対象の健康ニーズに応えることのできる実践能力を身に付けさせるため実施した継続家庭訪問等を分析し、よりきめ細かい指導方法を検討する。
  - b) 臨地実習施設との連携を強化するため、実習施設に学習課題を伝えることにより、さらなる学習環境の充実を図り、健康問題を協働して解決するためのコーディネート能力を身に付ける。
  - c) 地域の実情に応じた社会資源を積極的に活用し、地域住民を側面的に支援できる能力を身に付ける教育方法を検討する。
  - d) 地域のあらゆる健康問題を疫学的視点に基づいて調査研究を行い、その成果を地域に還元できるようにし、併せて健康課題を解消するとともに、さらなる自らの研究的態度の向上を図る。

## 2) 教育の実施体制

### (1) 教育組織の整備

- a 教育の実施体制に関しては、教育研究審議会で学長のリーダーシップのもと、全学的視点で検討する。
- b 平成22年度から新見公立大学看護学部を設置することにより、大学と短期大学の教育実施体制のあり方及びその連携等について検討する。
- c 教員間の指導の格差を無くするため、スーパーバイズシステム（助言者の配置）の導入を検討する。
- d 大学として、適切な教育を実施するために、全学的な視野に立った弾力的な教員組織を検討する。

### (2) 教育の質の改善及び向上

- a シラバスについて内容及び学生の利用方法の問題点を整理し、改善を検討する。
- b 4年制大学設置に伴い、統合したFD委員会において、大学の学部・各学科等における授業運営上の工夫、授業方法に関する各教員のノウハウを集約する。また、大学の学部・各学科等において、学生の自発性や積極性を引き出すための方策を、学部・学科の特性を踏まえて検討する。

- c 学生による授業評価、卒業生・修了生に対する満足度アンケートを継続して実施し、FD活動の成果の把握に努める。また、FD委員会が中心となり、学生による授業評価の結果に対して各教員が改善計画等を提出する制度の充実を図る。

### (3) 教育評価システムの確立

- a 実習施設ごとにグループを編成し、教員は施設の実習指導者とともに指導・助言や対象者・利用者のカンファレンスを実施し、実践能力を判定しているが、この評価システムについて分析し、フィードバックする。
- b シラバスに授業の「評価方法」を明記して学年当初及びガイダンス実施時に履修指導を行うとともに、評価方法を周知しているが、その評価方法が学生に理解されているか、認知度調査を行い分析する。
- c 成績評価基準と学習到達目標を明確化するため、検討された表記方法について検証し、より適正な成績評価を構築する。
- d 学生による授業評価、教員相互評価、事務職員・後援会役員等の授業参観による評価などを踏まえて、授業評価の見直しを行い、評価の在り方や実施方法等について問題点を整理する。

### (4) 教育環境の整備及び充実

- a 4年制大学設置に伴い、大学の学部・各学科等、各委員会等において、必要な教室、備品、機材の整備・更新の必要性を検討する。
- b 幅広い教養を身に付けさせるため、教育図書の実質を継続する。
- c 図書・雑誌の情報検索システム・データベースを効果的に利用するために導入された「図書館業務管理システム（エリーゼ）」及び「岡山県図書館間相互貸借システム」の情報検索方法を検証するとともに、他の情報検索システムについても検討する。
- d 4年制大学設置に伴い、学習室等の具体的な整備計画を樹立する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### 1) 研究内容

#### (1) 研究活動の充実

- a 教育研究審議会において、研究活動計画書の作成・提案及び結果報告を行う制度を検討しているが、一部の研究成果は教育研究審議会に報告し、評価を行った。この制度について継続して充実を図る。
- b 大学の学部・各学科等の特性に対応して、研究状況を把握・整理するとともに、地域及び社会に貢献できる研究領域を検討し、また、新たな領域を検討する。
- c 4年制大学は将来の大学院設置に向けて、短期大学は4年制大学化を見据え、科学研究費等を積極的に申請し、研究業績を蓄積するとともに、研究の充実を図る。

#### (2) 研究成果を社会に還元

- a 紀要編集委員会において、各教員の研究成果を大学の紀要に掲載するとともに、研究成果の電子化を国立情報科学研究所に引き続き依頼する。

- b 年報委員会において、各教員の教育研究活動及び社会活動などの実績を年報に掲載するとともに、それらの活動の電子化を検討する。
- c 公開講座、教員派遣講座（出前講座）、研究成果報告会等を開催する。

## 2) 研究の実施体制

### (1) 実施体制

- a 大学の研究費は、研究の成果等によりインセンティブを与え配分する。具体的には、地域的に重要性の高いテーマであるプロジェクト研究、複数の教員による先進的な共同研究、若手研究者を支援する奨励的研究などに対して、研究の計画性や研究成果に基づいて資金を配分する仕組みを改善しつつ継続する。
- b これまでに行われた連携や共同研究の内容と成果を取りまとめ、全学的な基礎資料を作成中である。また、共同研究を今後どのように進めていくか、教育研究審議会等において検討審議する。
- c 教育研究審議会等において、教員と補助職員の配置状況に関する現在の問題点を整理する。また、教員の適正配置については、教育研究審議会のみならず理事会、教授会でも検討し、随時年度計画によりその改善策を検討する。
- d 4年制大学設置に伴い、研究設備・備品等の研究環境に関する現在の問題点を整理し、学内全体でその改善策を検討する。
- e 「科学研究費補助金」の申請件数を増やすため、全教員を対象とした「科学研究費補助金」申請に関する講習会を開催し、科学研究費等の申請を積極的に行う。

### (2) 研究の質の向上

- a 評価委員会において、研究成果の自己点検・評価についての検討を行うため他大学の事例を調査し、その評価方法を構築する。
- b 評価委員会で調査した他大学の研究活動に対する評価は、各教員の研究活動の向上のために継続的に活用する。

## 3 学生の確保及び支援に関する目標を達成するための措置

### 1) 優秀な学生の確保

#### (1) 学生の確保の基本方針

- a 4年制大学設置に伴い、大学の学部・各学科等の具体的なアドミッションポリシー（入学者受入方針）及びディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）を、大学案内、ホームページ等に公表し周知を図る。
- b 教育研究審議会において、4年制大学設置に伴い大学としての授業料の減免制度や奨学金制度について、他大学の事例を調査する。
- c 入試委員会において、他大学の4年制大学入試制度の研究も含め、現在の入試制度の問題点を把握する。

#### (2) 入試改革の実施

- a 入学生の成績追跡調査及びアンケート調査等を実施して、入学試験制度の結果を検証し、必要があれば見直しを行う。
- b 4年制大学設置に伴い、大学の学部・各学科等の効果的な選抜方法を実現するため、応募者・受験者・合格者の情報分析を行う。

- c 4年制大学設置に伴い、統合した入試委員会において、大学の学部・各学科等の入試日程・入試科目・入試方法などの検討を行い、より多くの受験生を確保するための選抜方法を検討する。

例えば、学生選抜に地域枠の制度を設定するなどを検討する。

- d 4年制大学設置に伴い、統合した入試委員会において、厳正で円滑な運営を行なうための入試実施体制の強化を図る。
- e 4年制大学設置に伴い、統合した入試委員会において、募集要項の記載内容をよりわかりやすく改訂する。また、大学ホームページの入試情報に関する内容の充実を図る。

### (3) 広報

- a 平成19年度に設置された広報部を中心に、より充実した広報活動を行うための方法等を検討する。

- b 4年制大学設置に伴い、より一層の大学の特色や魅力をわかりやすく伝えるため、大学案内、広報ポスター・広報誌及びホームページの内容の改善充実に努めるとともに、高校や関係機関に幅広く配信する。

例えば、“母校に帰ろう！”キャンペーンの実施を検討する。

- c オープンキャンパスでは、入学試験、大学の学部・各学科等のアドミッションポリシー（入学者受入方針）、教育内容、就職・進学、ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）などに関する、より明確な情報を提供する。

### (4) 高校との連携

- a 4年制大学設置に伴い、大学として高校生の進学・就職動向などを探るとともに、大学の広報宣伝を行う。

- b 4年制大学設置に伴い、大学として高校訪問の時期及び内容を検討し、全学的な組織体制のもとに県内外の高校を対象に、高校訪問を実施する。

## 2) 学生への支援

### (1) 学習支援

- a 教務委員会において、専任教員全員による学習支援業務と、大学の学部・各学科、専攻科における担任制を採用し、担任・副担任を配置し、担任業務を調整する。また、チューター制（全教員により、1年次から卒業年次までを一貫して指導する制度）の導入も検討し、全学的な支援体制を整備する。

- b 学生の出席及び成績等の状況を的確に把握する体制により、長期欠席者等が出た場合の対策を大学の学部・各学科等で行う。

- c オフィスアワーについては、学内専用ページに掲載するとともに、学部・各学科等において学生への継続的な周知を徹底する。

- d 4年制大学設置に伴い、新しい大学像を目指した教育を行うため、補習や個別指導を充実する。そのため、自習室等の施設整備計画を検討する。

- e 継続的に国家試験対策の補習や模擬試験を実施し、学生の学力を向上させる。

### (2) 生活支援

- a 保健室を整備充実し、学生からの健康相談、メンタルケアに関する相談に適切に対応する体制を充実する。また、そのために、保健師・相談員と担任教員

との連携を強める体制等について検討するとともに、学生が相談しやすい環境を整備する。

- b 新入生のオリエンテーションにおいて、交通安全やセクシュアルハラスメント等に対する教育を行うなど学生生活を継続的に指導し周知を図る。
- c 学友会と大学との定期的な対話の場を設けるとともに、学友会の運営を継続的に支援していく。
- d 4年制大学設置に伴い、大学として授業料の減免及び徴収猶予、奨学金制度の充実を図り、経済的事情により修学困難な学生に対する支援を行う。
- e 専門家による講演会を開催し、問題商法・防犯・インターネットの安全な利用等に関する知識を周知する。

### (3) 進路支援

- a キャリア支援室（旧進路資料室）を整備充実し、入学当初から、進路相談等を実施し、学生の進路意識を高めていく。また、進路相談、就職支援や進学指導、資格取得支援、各種試験対策等の情報提供について課題を抽出し、対応可能なものから改善する。
- b 継続して、マナーガイダンスなどの就職支援を行い、就職希望者の就職率100%を目指す。
- c 学生の就職活動に役立つよう、求人情報等を把握しやすい学内LANを活用した就職支援システムの改善を進める。
- d 卒業生に、就職求人情報等の提供や就職アドバイス等を依頼し、在学生の進路支援に役立てる。
- e 進学を希望する学生に対し、進学支援を行う。

## 4 地域社会との連携及び貢献に関する目標を達成するための措置

### 1) 地域との連携及び貢献

#### (1) 教育研究成果の地域還元

- a 市民を対象とした「家庭での看護」、「家庭での介護」、「子育て支援」等の公開講座等を開催する。
- b 地域における現職の看護、介護及び幼児教育従事者の知識や技術の向上のためのスキルアップ講座を実施する。

#### (2) 地域との連携推進

- a 市の各種審議会・委員会等に積極的に参画し、政策立案等に貢献する。
- b 市と連携し、表現発表会を地域の子どもたちに向けて発信する。また、教員と学生が地域住民の健康・生活相談の助言・指導等を行う。
- c 融合性、多様性及び相乗性を大切にして、地域の産官学と連携を図り、課題解決に努める。
- d 学生の自主的活動に対する後援会の支援が、適切かつ円滑に行われるように連絡調整を行う。
- e 同窓会支部を組織し、卒業生と在学生及び職員との交流を促進する。

#### (3) 教育機関との連携推進

- a 他大学との教育研究の連携を促進する。

- b 小・中・高等学校からの教育実践上の相談及び教員の派遣等の要請に的確に応える体制を今後とも継続する。
  - c 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校を対象とした地域交流教室の企画を検討する。
  - d 学術交流センター内の放送大学新見教室開設を活用し、放送大学等との連携について検討する。
- 2) 国際交流及び国際貢献の推進
- a 希望者を対象に実施しているアメリカ及びオーストラリアへの海外研修制度の充実を図る。
  - b 開発途上国での国際貢献活動の実績を、カンボジア会活動などを通じて学ぶ機会を今後とも継続する。
  - c 地域の国際交流団体が主催する国際親善活動などを通して、地域に在住する外国語指導助手（ALT）及び留学生との国際交流の推進を図る。

## II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 運営体制の目標を達成するための措置
- 1) 運営体制の強化
- a 常勤理事（学内理事）は、教育研究、社会貢献、業務運営の各分野を担当し、事務局長、学生部長の重要な職を兼務するとともに、理事長の大学運営を補佐する。
  - b 非常勤理事及び経営審議会の学外委員についても、担当分野を設定し、大学と社会とのパイプ役を担うものとする。
  - c 中期計画、年度計画の策定により取り組み方針を明確にするとともに全職員に明示し、全学的運営を行う。
  - d 理事会、経営審議会、教育研究審議会並びに大学の各教授会は、定款、学則及び規程等に定められたそれぞれの業務を十分に発揮するとともに、相互の連携を図る。
  - e 4年制大学設置に伴い、大学の学内専門委員会を再編し、運営の効率化を図るとともに、全職員が一体となって運営できる体制を整備する。
- 2) 学内資源の効果的配分
- a 理事会で中期目標達成に向け、予算及び人員の配置について重点分野を考慮して実施できるよう、平成20年度に設定した理事長の裁量枠により学内資源を有効に活用する。
  - b 予算執行にあたって、研究費の傾斜配分を行い、研究の活性化を図る。
- 3) 学外有識者の登用
- a 学外の有識者や専門家を経営、教育研究、社会貢献分野から理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に登用し、経営のノウハウと教育研究上の専門的知見等を大学運営に生かす。
  - b 理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員の学外者を通じて、社会のニーズを大学に伝えるとともに、あらゆる機会に大学の活動や成果を社会に発信して

もらう。

## 2 人事の適正化の目標を達成するための措置

### 1) 人事制度

- a 全教員に対する裁量労働制により、弾力的な勤務による職務の効果的、効率的な執行を確保する。
- b 職員兼業規程に基づき、教員の積極的な学外活動を支援する。
- c 教員の学外研修制度、他団体等への出向制度、任期制等について、他大学の状況を調査し、規程等を整備する。

### 2) 評価制度

- a 教員に対する評価制度については、大学の教育、研究、社会貢献活動及び組織運営全般を対象とした評価項目、評価基準、評価手法などについて、他大学等の調査を行い、教員の意識、意欲及び能力の向上に資する教員業績評価制度の導入を検討する。
- b 事務職員に対する評価制度については、他大学等の状況を調査する。ただし、派遣職員については、新見市の評価制度を準用する。

### 3) 人材の確保

- a 4年制大学設置に伴い、新たに目標期間における職員定数、職員の適正配置、その他多様な人材確保等に関する基本計画を策定する。
- b 職員の採用にあたっては、公募制を原則とし、性別、国籍等にとらわれない能力本位の選考を行う。
- c 実績のある社会人の登用を可能とするため、「特任教授に関する規程」を整備し、客員教授については、「非常勤講師等の選考に関する基準」において、その資格を与えるよう整備する。
- d 事務職員の専門性及び活性化を図るため、法人固有職員の雇用、市からの派遣職員の配置及び非常勤職員等の雇用並びに他大学等との人事交流について検討する。

## Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 事務等の効率化及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置

#### 1) 業務運営の効率化

- a 4年制大学設置に伴い、効率的な大学運営を図るため、事務局組織の構成を検討し対応する。
- b 一括発注や複数年度契約等を導入し、経費削減に努める。また、契約にあたっては、可能な限り、指名競争入札及び一般競争入札による入札方式を採用する。
- c 事務の効率化等及び職員の節約意識の向上を図り、管理的経費の節減に努める。
- d 4年制大学設置に伴い、規程等の抜本的な改正を行い、業務経費の削減を行う。

#### 2) 事務の合理化等

- a 事務の整理統合や決裁手続、各種様式や申請、届出、許可等に係る手続の効率化を洗い出し、事務の合理化を進める。

- b 各種様式や申請・届出・許可等にかかる手続をマニュアル化し、職員に周知するとともに、学内LANを利用した情報の共有化により事務の効率化を推進する。
  - c 定期的に事務体制の点検を行い、その結果を効果的に業務の遂行に活用する。
- 3) 職員の意識改革
- a 光熱水費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等の管理的経費については、削減対策を定めて、全職員に周知徹底を行い経費の抑制に努める。
  - b 事務の効率化を図るため、外部委託等の導入を推進する。
- 2 外部資金及びその他自己収入の獲得に関する目標を達成するための措置
- 1) 外部資金の獲得
- a 大学の学部・各学科等の教員は、科学研究費等の申請を積極的に行う。
  - b 科学研究費等の申請、採択状況を調査するとともに、受託研究、共同研究を大学の学部・各学科等で取りまとめて全学的な基礎資料を作成する。
  - c 外部資金獲得のため、教育・研究の公募等の情報収集や申請書類作成などを支援する体制を検討する。
- 2) その他自己収入の獲得
- a 授業料、検定料、入学料は、国立大学法人の額を参考に考慮し、改訂を検討する。
  - b 公開講座講習料等の額については、適正な負担を検討する。
  - c 授業料等の滞納者には随時、定期的に催告を行っているが、なお一層きめ細かな催告を行う。
- 3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置
- 1) 資産の適正管理
- a 授業料等学生納付金や運営費交付金、研究資金等について、管理ルールを策定し、債権管理規程等を整備する。
  - b 法人の土地、施設、設備等の固定資産については、固定資産管理規程を整備し、適正に維持管理する。
- 2) 資産の有効活用
- 法人の土地、施設、設備等の固定資産貸付規程及び固定資産使用料規程を整備し、有効活用を図る。

#### **IV. 教育研究及び組織運営の状況に関する自己点検・評価並びに当該状況に係る情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置**

- 1 自己点検及び自己評価の充実に関する目標を達成するための措置
- 1) 自己点検及び自己評価の実施
- a 年度計画の実施状況について、大学の評価委員会において自己点検、評価を実施する。
  - b 評価委員会における自己点検評価を新見市地方独立行政法人評価委員会等に示し、外部評価を受ける。
- 2) 評価結果の活用
- a 第三者評価による評価結果は大学のホームページ等で公開しているが、今年度

も公開する。

b 評価結果は、自己点検評価の過程で活用し、また明らかになった課題は、検討のうえ、来年度の改善計画に反映させる。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

a 情報公開規程及び個人情報保護規程等の適正な運用を図る。

b 法人の運営や大学の活動状況について、各種メディアへの発表を行うとともに、情報システム管理委員会において広報部と連携し、ホームページの更新等を検討し、市民、学生、受験生等広く社会へ公表する。また、学報編集委員会では学報の充実を、年報委員会では年報の充実を図り情報公開に努める。

c 論文等の成果物は、図書館で公開し、閲覧する。

d ホームページに「法人情報」枠を設けて発信しているが、見直し等を行いわかりやすく公開する。

e 学内行事や学生及び職員の活動について、メディアへの積極的な情報提供や報告書、印刷物等の作成を行い、広報及び公開する。

**V. その他業務運営改善に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置**

1 施設・設備の整備及び活用に関する目標を達成するための措置

a 施設整備における現状の整理及び調査を行い、大学の将来像を見据えて長期的な整備計画を策定し、法人の設立者と協議する。

b 計画の策定にあたっては、教育研究環境の充実を勘案するとともに、すべての人に利用しやすい施設整備計画を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

a 職員安全衛生管理規程に基づき、衛生委員会のもとで実施する。

b 化学物質等については、施錠できる保管庫にて管理し、受払簿等を設置する。

c 健康相談窓口及び苦情相談窓口を設置し、衛生委員会のもとで実施する。

d 日常的な点検を実施するとともに、春期・夏期・冬期休業の終了後、学生の登校が始まる前に、総合的な点検を行い、大学の施設、設備の危険箇所の早期発見及び安全性の維持に努める。

e 防災、防犯対策マニュアルを策定し、学生及び全職員に周知徹底するとともに、実施訓練、研修会等を実施する。

**VI. 予算、収支計画及び資金計画**

別紙のとおり

**VII. 短期借入金の限度額**

1 限度額 1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることを想定する。

## **VIII. 剰余金の使途**

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## **IX. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

なし

## **X. 新見市地方独立行政法人法施行規則（平成20年規則第16号）で定める事項**

### 1 施設及び設備に関する計画

大学の本館及び体育館は築後40年以上が経過し、老朽化が著しく、耐震性等の安全面及び機能面での効率性を確保する必要がある。また、4年制大学の設置も認められ、大学としてふさわしい環境整備の実現から、法人の設立者と協議のうえ、早期に計画の実現を図る。

### 2 中期目標の期間を越える債務負担

なし

### 3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の使途

なし

### 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

別紙

1 予算（平成22年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	474,945
補助金等収入	10,000
自己収入	221,433
授業料、入学料等及び検定料収入	219,542
雑収入	1,891
受託研究等収入及び寄付金収入	13,250
目的積立金取崩	14,888
計	734,516
支出	
業務費	662,986
教育研究経費	108,737
人件費	554,249
一般管理費	58,280
受託研究等経費及び寄付金事業費等	13,250
計	734,516

（運営費交付金の算定方法）

運営費交付金は、平成21年度交付額に効率化係数を乗じて、特殊要因額を追加した額である。

（目的積立金取崩の考え方）

平成22年度の特種要因経費に充当する。

## 2 収支計画 (平成22年度)

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	725,499
經常費用	725,499
業務費	668,865
教育研究経費	101,366
受託研究費等経費	13,250
役員人件費	25,670
教員人件費	444,612
事務職員人件費	83,967
一般管理費	54,680
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,954
臨時損失	0
収入の部	710,611
經常収益	710,611
運営費交付金収益	464,974
補助金等収益	9,000
授業料収益	156,119
入学料等収益	53,076
検定料収益	10,347
受託研究等収益	13,250
寄付金収益	0
財務収益	1
雑益	1,890
資産見返運営費交付金等戻入	539
資産見返補助金等戻入	400
資産見返物品受贈額戻入	1,015
臨時利益	0
純利益	△14,888
目的積立金取崩	14,888
総利益	0

### 3 資金計画（平成22年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金支出	787,497
業務活動による支出	723,545
投資活動による支出	10,971
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	52,981
資金収入	787,497
業務活動による収入	719,627
運営費交付金による収入	474,945
授業料、入学金等及び検定料による収入	219,542
受託研究等収入	13,250
補助金等収入	10,000
寄付金収入	0
その他の収入	1,890
投資活動による収入	1
施設費による収入	0
その他収入	1
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	67,869